

聖トマス・ベケットの約束と巡礼地の誕生

——ポンティニーの聖エドモンド崇敬をめぐる論争——

La promesse de saint Thomas Becket et la naissance d'un lieu de pèlerinage : Les débats sur le culte de saint Edme de Pontigny

北 館 佳 史

要 旨

シトー会の中で例外的に重要な巡礼地となったポンティニーは同会の修道院と外部世界との関係に関して興味深い事例を提供する。本稿は聖エドモンドの列聖関連史料を分析の対象としてポンティニー修道院がどのように聖人崇敬と巡礼を正当化しようとしたのか、また、どのような巡礼地のあり方を目指したのかを明らかにすることを目的にしている。主に『殉教者聖トマスの約束に関する論考』と『列聖・移葬記』の二つの史料を用いる。前者は聖トマス・ベケットの約束あるいは予言の実現として修道院による聖遺物の所有を主張し、巡礼がもたらす富を正当化している。後者で詳述される聖人の墓の装飾をめぐる論争ではクレルヴォーのバルナールとマラキの墓とトマス・ベケットの墓がモデルとして争われ、巡礼地としてのあり方の対立で共同体は分断の危機に瀕した。この一見些細な事柄をめぐる論争はこの時期の修道院のアイデンティティの動揺と再編の過程を映し出している。

キーワード

聖人崇敬, 巡礼, ポンティニー, トマス・ベケット, エドモンド・リッチ

はじめに

一般にシトー会は世俗からの離脱志向が強く、人里離れた土地で自給自足生活を送るイメージがあるが、実際には共同体の活動は周囲の社会との多様な関わりの中で展開した。本稿で分析の対象とするポンティニーは

1114年にブルゴーニュとシャンパーニュの境に創建されたシトーの2番目の娘修道院であり、系列の頭として修道会内で大きな発言力を有した。同修道院はシトー会では例外的に重要な巡礼地になったことで知られ、シトー会修道院と外部世界の関わりという点で興味深い事例を提供する。13世紀半ばにカンタベリ大司教アピンドンのエドモンド（エドモンド・リッチ）の遺体が運ばれて以来、この場所はフランスだけではなく、イングランドからも多数の巡礼者を集めた。修道院とカンタベリ大司教の関係は二人の前任の大司教トマス・ベケットとスティーヴン・ラングトンがイングランド王権と対立した際に修道院が避難所を提供したことに遡る。聖人の聖遺物を得たことで13世紀半ば以降、修道院は多様な層に開かれた霊的な場としての役割を果たした。

12世紀にはシトー会は修道生活の規律の乱れを恐れて聖人崇敬を広めることに慎重であった。マシュー・パリスは『聖エドモンド伝』の中で、本当に聖人であるならば、シトー会修道院への埋葬を望むはずはない、ほとんどすべての聖人は黒い修道士の修道院にいてシトー会の修道院にはいないのだから、と皮肉を言わせている¹⁾。しかし、13世紀に入るとこうした姿勢は徐々に変化し、修道会としてシトー会士や関係の深い人物の列聖の運動を盛んに行うようになった²⁾。ポンティニーとはほぼ同時期にサヴィニーは5人のメンバーを列聖しようと聖人伝を作成し、1243年に大規模な移葬式を執行している³⁾。このように修道院がエドモンドの列聖に動く下地は作られていた。

一般にシトー会は清貧・簡素・謙遜といった理念を具現化するような視覚文化を形成したと言われ、修道生活の妨げとなるものを排した無装飾的な空間に初期シトー会修道院の特徴があると見なされている。クレルヴォーのベルナルは『ギヨーム修道院長への弁明』で当時の修道院の建築の規模や装飾の過剰を非難し、幻想的な生き物の像を攻撃した。また、

聖所に黄金の聖遺物箱を置いて布施を集めること、「富が富を吸い寄せ、金銭が金銭を引き寄せる」ような巡礼の経済を批判した⁴⁾。さらにこうした著作家たちの議論だけではなく、修道会総会の決議を通じて芸術や装飾に関して規制が実施された⁵⁾。12世紀末から違反事例が増加し、鐘楼、彫像、絵画、床、典礼用具、衣服の違反の処罰が相次いだ。ポンティニーも装飾に関するスキャンダルを起こし、聖堂内の舗床が「シトー会の乳母である清貧」に背くとされ、1205年の総会で院長が譴責処分を受けた⁶⁾。このように13世紀には規則が徐々に緩和される一方で総会は多様な動きを統制しようと敏感に反応していた。

こうした中でポンティニーが巡礼地に変容することは論議を呼ぶ試みであった。外部の来訪者から見られる場所に変容し、信徒からのさまざまな奉獻物が集積すると、修道院は巡礼の経済がもたらす富をどのように用いるべきかという問題に直面した。こうして聖人の墓を金や宝石で装飾することの是非をめぐって修道院内部で激しい論争が起こり、共同体は分断の危機にさらされた。

本稿ではポンティニー修道院がどのように聖人崇敬と巡礼を正当化しようとしたのか、また、どのような巡礼地のあり方を目指したのかを明らかにしたい。修道院の構想や計画を直接的に記した史料は存在しない。しかし、列聖に関連して作成された史料を通じてこうした問いに迫ることができるだろう。本稿で分析の対象とする史料の多くはオセール市立図書館に123番の分類番号で所蔵される写本に含まれる⁷⁾。ポンティニーが所蔵していたこの写本は聖エドモンド関連史料の集大成であり、奇跡集を除くテキストは18世紀に刊行された⁸⁾。このうち本稿にとって重要なのは、『殉教者聖トマスの約束についての論考』とアーマー大司教アルベルトの『列聖・移葬記』である。前者はポンティニー修道院で作成され、修道院が聖人の聖遺物を所有することの正当性を論じた文書である。修道院がどのよ

うな歴史に自らを位置付け、巡礼の経済の問題を捉えていたのかを読み取ることができるが、そうした視点からこれまで検討されていない⁹⁾。後者はエドマンズの列聖審問の調査委員会の長であったアルベルトが直に見聞きした列聖手続きと移葬式の経緯を記したものであり、移葬式後の修道院内部での墓の装飾をめぐる論争を詳述している¹⁰⁾。この論争についても先行研究で紹介はされているが、十分な分析はなされていない状況である。さらに未刊行の奇跡集と列聖審問の調査委員会が作成した審問調書は巡礼地としての修道院の具体的な情報を与えてくれる¹¹⁾。この他にマシュー・パリスの『大年代記』や『聖エドモンド伝』からイングランド側についての情報が得られる¹²⁾。最後に聖エドモンド関連の教皇文書、証書、贖宥書簡といったさまざまな発給主体の文書も適宜利用する。

エドマンズの伝記に関してはローレンスの一連の研究に依拠することができるが、そこで各種の聖人伝の成立と系統関係が明らかにされている¹³⁾。特にマシュー・パリスをはじめとするイングランド側の史料について信頼性の高い知見を得ることができる。また、ポンティニーでの聖エドモンド崇敬に関してはブノワの実証的な研究が有益な情報を提供してくれる¹⁴⁾。ブノワは論文のエピローグで装飾をめぐる論争を取り上げ、13世紀半ばの修道院が直面した解決すべき問題である外部の人々との関係のあり方を象徴する事例としているが、この点についてさらに考察を深める必要がある。

本稿では修道院側の聖なる場所としての論理と構想に注目し、巡礼地化にとまなう共同体のアイデンティティの動揺と再編の過程を明らかにしたい。議論の順序としては、第1章で修道院による聖遺物の所有や巡礼のもたらす富をどのように正当化しているのかを検討し、第2章で聖人の墓の装飾をめぐる論争を分析し、共同体の危機を通じて修道院がどのような場所として自らを規定したのかを論じることとする。

第1章 聖人崇敬と巡礼の正当化

この章では『殉教者聖トマスの約束についての論考』（以下『論考』）を分析の対象として修道院がどのように聖エドマンド崇敬と巡礼を正当化したのかを検討する。『論考』の著者は不明であるが、ポンティニーが聖人の埋葬場所にふさわしいことを主張するために修道院で1247年以後に書かれたと推定される。内容的に三つの部分から成り、最初がカンタベリー大司教とポンティニーの歴史的な関係を論じる部分、次に教会の自由を守るために王と対立した聖人としてエドマンドを論じる部分、最後になぜイングランドではなくフランスにエドマンドが埋葬されるべきかを主張する部分である。

『論考』においてエドマンドが修道院にもたらしたものはトマス・ベケットの約束あるいは予言の実現として捉えられ、3人の大司教と修道院の関係が詳述される。それによると、トマスはヘンリ2世と対立して亡命し、ポンティニーに6年間滞在し（実際は2年間）、聖堂内のサン・ティエンスの祭壇の前で自身が殉教をする幻視を見た。イングランドに戻るために立ち去ろうとするのを引き留めようとする修道士たちに対して、神の命令に背くわけにはいかないと述べた後に、修道院が必要な時に提供した多額の費用と豊富な支出に自分の後継者の誰かが報いるであろうと約束した¹⁵⁾。修道士たちはその時は理解できなかったが、その後の出来事でその言葉の意味が明らかになったという。

次にインノケンティウス3世が任命した大司教就任をジョン王が承認しなかった時に、スティーヴン・ラングトンが6年間ポンティニーに滞在した。イングランドが聖務停止下に置かれると、多くの司教たちが修道院を訪れた。その中の一人のウースター司教はポンティニーで死去し、埋葬された。スティーヴンは大勢で修道院に負担をかけることを恐れ、また、イ

ングランドに発つ際に手持ちがないために多額の滞在費用を支払えずに悲しんで立ち去った。しかし、大司教として完全な名誉を得た後にこの悲しみを高貴な補償で買い戻し、50マルクの定期金を修道院に永遠に贈与した。この時に自分の後継者によって報いられるという聖トマスの予言がまさに成就したと人々は信じたという¹⁶⁾。

最後に、『論考』によれば、不本意ながら大司教に就任したエドモンドは、正義を熱望し、王やその重臣たちを恐れず、前任者たちに倣って世俗的な罪深い快適さよりも神の人々のために追放されて苦しむことを望んだ。こうしてイングランドを離れ、ポンティニーに滞在し、なにも残さずに死去した。金の蔵に希望を抱かない人なので修道院に報いる物を持っていなかった。しかし、恩知らずに見えないようにできるだけのことをしてスティーヴン・ラングトンが設定した定期金に10マルクを追加していた。これで聖トマスによって約束されたことが再び実現されたと人々は考えたという¹⁷⁾。

しかし、報いは定期金だけでなく、聖エドモンドの聖遺物と信徒からの奉獻物がもたらされることになった。著者は「わたしのために、家、兄弟を捨てた者は、その百倍もの報いを現在受け、永遠の命を将来受け継ぐ」(参照マタイによる福音書19:29; マルコによる福音書10:30)を引用し、神は自らを愛する者を将来報いるだけでなく、現在において善く用いる者 (bene uolentibus) に報酬を与えるだろうと述べる。こうして『論考』は墓の周囲が金・銀・宝石・像の奉納物に満たされる光景を描く。すなわち、「奇跡のきらめきのゆえに、彼の番人のほうへ病人たちがやって来て、治癒され、贈り物が提供され、黄金や宝石としてこの世の贅沢品に割り当てられた物が聖なる司教の墓に奉獻された。そこでは王の留め金がきらめき、金の留め針が輝き、貴重な宝石の嵌め込まれた首飾りがまたたき、宝石の嵌め込まれた指輪が光輝き、さまざまな種類の像がまるで主の聖人を崇拜してい

るかのようなのが見られる。男女の群集の奉獻は、ごく小さな物であるが、おそらく神においては最大の物として主の宝物倉に集められるかのようにであった¹⁸⁾。

ここで描かれるエドモンドの墓の奉納物については別の史料から具体的に確かめることができる。まず、王侯の奉納物については、アルベルトの『列聖・移葬記』によると、ヘンリ3世と王妃エリナー・オブ・プロヴァンス、王弟伯リチャードと他の伯や男女のバロンたちが聖人の墓を飾るために貴重な贈り物をした。そしてこのイングランド王家の行動を手本としてフランス王家の王母ブランシュ・ド・カステューと王妃マルグリット・ド・プロヴァンスが修道院を訪問し、恭しく奉納をした¹⁹⁾。また、マシュー・パリスの『大年代記』によると、王弟のコーンウォール伯リチャードは1250年に修道院を巡礼した際に宝石が嵌め込まれた手のひらよりも大きい貴重な首飾りを奉納したが、王の宝庫にも見られないような物であったという²⁰⁾。同じように1254年にヘンリ3世がルイ9世と会うために渡仏した際にポンティニーを訪問し、新たに贈与をした²¹⁾。聖人の墓には人工的に作られたさまざまな像 (iconis/imagines) が聖人を崇拝するかのように置かれていた。なかでも聖人の棺の周囲の金属板にはイングランドの司教たちが贈与した司教たちを象った像があった²²⁾。このように墓の周囲を飾った宝飾品は王侯の権威や富を象徴し、寛大や敬虔といった徳を誇示していた。

巡礼者によって治癒の祈願や感謝のためにさまざまな物が奉納されたが、奇跡集では蠟燭が一般的である。例えば、リニー・ル・シャテルの織物業者のギヨームは1年間毎週土曜日に蠟燭を聖人の墓に奉納し、祈願し続けたところ瘻管の病から治癒したという²³⁾。巡礼者の身体の大きさの蠟燭を奉納することが多く、幼児や子どもの大きさの事例も見られる。さまざまな形状の蠟製の像があるが、多くは手や目や頭など機能に障害のある

身体の部分を象ったものである²⁴⁾。こうした蠟の奉納品は比較的安価に購入、制作できる物であり、豊かでない人々でも奉納できる造形物であった。聖人の墓は蠟燭の灯火に照らされ、厳かな聖域が演出されていた。1252年にはイングランド王ヘンリ3世が墓の周囲の4本の大蠟燭を永遠に絶やさないように20マルクの定期金を贈与している²⁵⁾。最後に結石のような治癒の証しとなる物も奉納され、墓の上に置くのが慣例であった²⁶⁾。

さて、このような奉納物について『論考』では「聖なる司教たちに物惜しみなく支払われたものが2倍ないし4倍になって返された」と述べられ、ポンティニーによる最初の贈与に対する神の報酬として解釈されている²⁷⁾。神の摂理によりエドモンドは自身を人質として贈与し、慈善と欲待の負債を弁済することで自らと前任者たちを負債のない状態にし、ポンティニーの兄弟たちは貸したものを受け取った。この際、修道院に奉納する者たちはこの負債をエドモンドの墓を飾るすべての物の贈与へと変換したのだと述べられる²⁸⁾。このように経済的な語彙を用いてポンティニーとカンタベリ大司教と神の間の富の贈与・交換・貸借の関係の連鎖の結果として巡礼のもたらす富が解釈されている。言い換えれば、巡礼による富の集積の正当化の根拠は、修道院とカンタベリ大司教との間の特別な関係の歴史の中に求められているのである。

『論考』の第2の部分では、3人の大司教の生涯を比較して類似点の意味が考察されている。トマスは祖国を出て、追放の後に戻り、殉教を全うした。スティーヴンは祖国に入る前に追放を味わい、大司教に就任し、そこで死んで埋葬された。エドモンドは平和に就任し、亡命し、追放のうちに魂の平和を見出し、永遠の平和へと移った。著者はエドモンドがトマスとスティーヴンの足跡を追ったのは偶然ではなく神の意志によると述べ、3人の共通点として教会の自由の守護者であった点を強調している。著者はスティーヴンとエドモンドが殉教者でない点は認めているが、トマスも

初期の殉教者のように異教徒に棄教を迫られて信仰のために殉教したわけではなく、問題は王と高位聖職者の間の法についての議論であるとする。そして信仰箇条のための殉教、秘蹟のための殉教、教会の自由のための殉教の3種類に分類し、トマスとスティーヴンとエドマンドを3番目の種類の殉教者=証人としている²⁹⁾。このように教会の自由のための戦いの後継者の一人としてエドマンドを位置付けているのである。

ところで、12世紀末から14世紀初頭まで正義のために迫害され、場合によっては殉教する司教の聖性のモデルが成功を取めたことが知られている。ここで決定的だったのが、トマス・ベケットの暗殺と列聖であった。北西ヨーロッパと東ヨーロッパにおいてこのタイプの聖人が多く生まれ、特にこの時期のイングランドの聖人の多くは司教であった³⁰⁾。王権に抵抗し、反対した聖なる司教たちは元型としてのトマス・ベケットとしばしば同一視されたが、この「ベケット・モデル」はエドマンドの場合にとりわけ強力に作用している。

既に見たように、『論考』においてエドマンドは亡命者として描かれていた。この追放と亡命のイメージは後世まで残ったが、聖人が1240年にイングランドを出発した理由はローマのアド・リミナ訪問にあり、ヘンリ3世との対立ではなかったことをローレンスは明らかにした³¹⁾。それによると、最初の伝記作者のユースタスは聖人の生涯の最期を書くにあたってソールズベリのジョンの『トマス・ベケット伝』に依拠した。初期の伝記では修辭的で曖昧な示唆にとどまっていたが、後の伝記作者になるとより明確に亡命として書かれるようになる。このように伝記における亡命のエピソードはベケット・モデルの聖性をエドマンドに押しつけた結果の歪曲であるが、『論考』の著者は3人を比較しながらこの点を明確に論じていた。

不屈の高位聖職者が教会の自由のために「名ばかりのキリスト教徒の君

主や暴君」と戦っていると『論考』は述べるが、これはこの時代の文脈ではフリードリヒ2世を想起させる表現である³²⁾。実際、フリードリヒ2世が廃位された1245年の第1リヨン公会議においてエドマンズの列聖手続きが進められていた。緊迫していた皇帝との対立の中で教皇インノケンティウス4世側には教会の自由を守護する聖人を積極的に推進する理由があった。インノケンティウス4世が列聖した5人の聖人はいずれも教会の自由の防衛者という主題で共通しているとされる³³⁾。また、クリーマーによれば、ヘンリ3世とエドマンズはいくつかの問題で対立しつつも最後まで協調的な関係であったが、死後に司教選挙をめぐる争いの中で、王への反対者としてのエドマンズのイメージが強化された。このためトマス・ベケット同様に反王権の象徴になる危険を察した王は崇敬の支援に転じたとされる³⁴⁾。このようにエドマンズ崇敬にトマスの影が強く呼び起こされる背景には1240年代の政治的な状況があった。

最後に『論考』はなぜイングランドではなくフランスにエドマンズが埋葬されるべきかを論じている。著者は理由として3点を挙げている。まず、亡命者たちに施した恩恵に対するフランス王国への報いである。イングランドには二人が埋葬されたことで既に名誉が与えられており、フランスに埋葬されなければ聖人の記憶も絶えてしまう。次に、トマスとスティーヴンとは異なり、エドマンズはカンタベリー教会に正式に呼び戻されなかったことを指摘している。最後に、無知な者たちが同名の聖エドマンズ殉教王と混同してしまう危険である。同じ名前を得たことは偶然ではなく神の予定した出来事であり、身ごもった母が殉教王の墓に参詣したのが命名のきっかけであったとされる³⁵⁾。

そして『論考』の最後で再びエドマンズとトマスの類比が行われる。1220年のカンタベリー大司教スティーヴン・ラングトンによる移葬式では地中から奉挙された聖トマス・ベケットの遺骸がイングランドの王や司教や

諸侯の面前で「黄金と宝石を散りばめた星のように輝く棺」に安置された。場所は異なるものの同じようなやり方でフランス王や諸侯、高位聖職者の前で聖エドマンズの移葬が行われた。両者の最大の類似性は教皇の命令により枢機卿、大司教、司教を通じて、王と諸侯を通じて、多数の民衆の信徒を通じて、移葬がなされた点に存するという³⁶⁾。著者はこのような照合や対応に神の配剤を見て取り、このエピソードを通じて両者の聖性を同一視するとともにポンティニーへの埋葬を正当化するのである。

以上のように『論考』は聖エドマンズの眠る場としてのポンティニーの立場を主張していた。そこでは聖遺物がもたらす富は修道院による特別な歓待に始まる財の移動の結果として捉えられ、トマス・ベケットをモデルとした聖性がエドマンズに与えられ、修道院への埋葬が正当化されていた。

第2章 墓の装飾をめぐる論争

この章では修道院内部で生じた墓の装飾をめぐる論争とその後の経緯を検討し、危機を通じて修道院がどのような場として自らを規定したのかを検討する。

まず、聖堂の内陣に置かれた聖エドマンズの墓についての情報を確認しておく。ブノワによれば、最初の墓は聖堂の主祭壇の北側に位置していたと考えられる³⁷⁾。1240年11月20日に遺体が修道院に運ばれて到着した後、聖堂地下に棺が埋葬され、1週間後に土を除けて地表に出された。修道士の夢に聖人が出現し、上に被せられたものの重みで奇跡を起こせないで地表に出すように要求したため、発掘すると奇跡が再発するようになったという³⁸⁾。この短期間だけ存在した第1の墓に巡礼が押し寄せて多くの奇跡が生じた。3カ月後に修道士たちにより「よりふさわしい棺」に遺体に移された³⁹⁾。この第2の墓はポンティニーの奇跡集に頻繁に登場する墓

である。遺体が纏うミトラに指輪を接触させたり、巡礼が石棺の開口部に頭を入れたりする例から⁴⁰⁾、巡礼が遺体に接触したり、直に見ることができる形状の墓であった。これはトマス・ベケットの有名な墓と似た種類の墓である⁴¹⁾。

後述するように、1247年の移葬式の後に豪華に装飾されたシュラインを制作するか否かで修道院で論争が起き、装飾を推進する派が政治的に勝利した。同年にオセール司教が聖人の墓の装飾を援助する者に贖宥を認め、多くの司教がこれに続いた。1255年になお教皇アレクサンデル4世が聖遺物容器の完成のための贖宥を確認しており、全身の入る大型シュラインを飾る金や銀や宝石を集めるのには時間がかかった⁴²⁾。1249年の第2回移葬式には未完成の状態ながらこのシュラインが披露されたが、マシュー・パリスは『大年代記』で「金と銀で優雅に制作され、宝石が嵌め込まれ、水晶が開口部の間に埋め込まれた同じ棺」と記述している。また、同じく『大年代記』には移葬式に参加できなかったことを悔やむ王弟のコーンウォール伯リチャードが病気から回復した感謝のしるしとして「費用のかかる作業をして、棺の4分の1の部分、すなわち前部のゲートルを制作することを引き受けた」という記述がある⁴³⁾。プロワは切妻屋根がゲートルで支えられる建築物の形状であると推測している⁴⁴⁾。

聖エドマンズの墓の装飾をめぐる論争と修道院共同体の危機については『列聖・移葬記』が主要な情報源である。これはエドマンズの列聖審問に調査委員会の長として深く関わったアーサー司教アルベルトが記した記録である。第1部では1240年のエドマンズの死後の奇跡の増殖と審査の要請、第1回から第3回の列聖審問、1246年の列聖公布と教皇勅書発給までの過程が詳細に記されている。第2部では1247年の第1回移葬式と1249年の第2回移葬式の経緯が扱われる。墓の装飾をめぐる論争は第1回移葬式の直後に生じた出来事として記されている。アルベルトは最終的に勝利し

た豪華な墓に賛成する立場から経緯を説明しており、質素な墓を主張した側に批判的に言及している。

それによると、ポンティニー院長ジャン、副院長、管財係は修道士たちとともに像と画が刻まれた容器に納められるべきとしたのに対して、教皇特使でアルバノ枢機卿のピエトロ・ダ・コレメッツとこれに同調する修道士たちは他の高位聖職者と同じか少し上程度の埋葬では不十分であり、金と宝石で飾られ、技巧を凝らした容器、求め得るあらゆる自然物と人工物を用いたものが聖人にふさわしいと主張した⁴⁵⁾。枢機卿は教皇庁から派遣されたのはこのためだと言い、信徒の奉納で金と宝石の建造物を制作するように命じ、この命令に背くのは教皇の命令に従うのを拒むのに等しいと威嚇した。このように修道院の役職者を中心とした勢力とアルバノ枢機卿という院外の人物とこれに呼応する内部の勢力の間で論争は展開する。

院長派はシトー会の謙遜を論拠とし、あらゆる行いにおいて謙遜が表明されるべきであり、スキャンダルを避けるようにして外部の目に展示されるべきであると主張した⁴⁶⁾。ここでは外部からのシトー会に対する貪欲批判、または1205年の装飾スキャンダルを想起し修道会内の批判を警戒している可能性がある。次に、質素な墓の根拠として、すべての死者の救いのために自ら手本を示したイエス・キリストの例を持ち出す。さらに、贅沢な埋葬が富者の役に立つならば、逆に質素な埋葬や埋葬しないことが貧者の害になってしまうというアウグスティヌスの言葉と骨壺を持たない者は天に覆われるというルカサスの言葉を引用している⁴⁷⁾。これはキリスト教的な死者記念のあり方を初めて定め、教義の基盤となった『死者になされるべき配慮について』での議論であり、そこでは死者の魂の救いにとって埋葬が本質的ではないことが説かれる⁴⁸⁾。410年の西ゴートによるローマ略奪の際にキリスト教徒のすべての遺体を埋葬できない状況でそれが心配に及ばないことを論じる文脈で、アウグスティヌスは前48年のファルサル

スの戦いでカエサルがポンペイウス軍側の死者を埋葬させなかった状況を歌ったルカヌスの一節を『内乱記』から引用している⁴⁹⁾。このように魂にとつての贅沢な埋葬の無益さの議論を根拠に院長派は聖人の質素な墓を主張した。そして、教皇庁の命令であることを強調する枢機卿に対して教皇の意思が確認されるまでは、枢機卿の望むようにしなくとも不従順にはあたらないと反論し、枢機卿が教皇の意思を本当に代弁しているのかという点に疑義を呈した。

これに対して枢機卿派は神の栄光が聖人において讃えられるならば、シトー会の謙遜が中傷や非難にさらされることはなく、過剰な思い上がりではなく敬虔の表明であると反論した⁵⁰⁾。次に謙遜の師であるイエス・キリストは自分よりも聖人に驚異が示されることを認めており、ヨハネ福音書14章12節「そのことについて、わたしが行う業を行い、また、もっと大きな業を行うようになる」を引用して聖人が自分よりも大きな業をなすことを認めたと述べている。そして主が聖なる使徒バルトロマイに絹の上衣と金の刺繍のサンダルを持つことを許した話を持ち出し、神が聖人に自分よりも大きな飾りを認めたとしても驚くに値しないと論じる。13世紀の『黄金伝説』のバルトロマイの章で使徒がインド布教で悪神アスタロスと対決する場面で26年間着用しても傷まず、汚れないという紫に刺繍された白いチュニックと宝石の縫い込まれたバリウムとサンダルの記述があるが、この衣服とサンダルの話はバルトロマイ伝説の主要な情報源の『バルトロマイの受難』に遡るとされる⁵¹⁾。枢機卿派はこのエピソードを改変した形で聖人の装飾の正当化に用いた。

以上のように聖人の墓を装飾することの是非の論拠が示されたが、さらに興味深いことに両派は自身の主張を体現する墓のモデルを示している。院長派が手本とするのはクレルヴォーの教会堂に安置された聖ベルナルと聖マラキの墓である。両者は大理石の墓であるが、金や宝石の装飾を欠

いており、中庸 (mediocritas) の徳を体現している⁵²⁾。この点について中庸とはあらゆる称讃に値する徳であり、ありふれたものや取るに足らないものを避けるが、同じく派手なものや過剰なものも斥けると説明される。これに対して枢機卿派は確かに二人の聖人は修道会にふさわしい埋葬を得たが、カンタベリー大司教としてエドマンズの先任者である聖トマス・ベケットの墓を手本とするのがよいとし、地上において価値と装飾の点でこれに比べられるものはないと述べる⁵³⁾。

『列聖・移葬記』に見える装飾をめぐる両派の論争の内容は以上のものである。その後の経緯を確認すると、共同体は分裂の危機に瀕し、司教たちに介入を要請したが、司教たちの意見も一致せず、混迷を深めただけに終わった。こうした中で「道理により乏しかったが、権威を多く有していたので」院長派が力を増し、遺体は石の棺に戻された⁵⁴⁾。しかし不和は再燃し、シトー院長とラ・フェルテ院長と他のふさわしい人々が視察に呼ばれ、尋問がなされ、ポンティニー副院長が罷免された。論争対立の際に過剰に激したことと他の合法的な理由によるとされる⁵⁵⁾。さらにしばらく後にポンティニー院長が自発的に任を退いた。こうして院長が辞任、副院長が罷免となり、論争は終結した。

院長は辞任前に共同体の助言と同意とともに新しい副院長を任命していたが、アルベルトはその名を書かずにこのエドマンズの弟子で亡命の仲間である人物の動きについて詳述している⁵⁶⁾。論争の間は両陣営の間で中立を保ち、時間を稼いでいたが、教皇庁とイングランドの両方の折衝が可能な存在として浮上した。アルベルトによると、必ずしも引き受けられなかった副院長職を受け入れた理由は、第1に豪華な墓を制作する計画を実行したいという思い、第2に他にこの職務を果たせる者がいないという事実、第3に副院長か院長になるまでは私と別れられないという生前のエドマンズの予言であった。この新副院長は就任するとさっそく教皇庁へと赴

き、エドマンドの棺や装飾や奉納物や贖宥についてアルバノ司教が命じたことが有効であり、承認される旨が書かれた書簡を携えて修道院に戻った。これは「シトー会の習慣と規定に反して」金、銀、宝石で棺の装飾を承認する1250年12月10日のインノケンティウス4世の教皇勅書のことであろう⁵⁷⁾。こうして墓の装飾という問題の解決を通じて役職者が交代し、新しい体制が築かれ、第2回移葬式が執行された。

この論争においてアルバノ枢機卿の言動は前面に出ていたが、枢機卿の発言が教皇側の意向をどの程度忠実に伝えるものかは枢機卿の激しい性格を考えるとやや不透明なところもある⁵⁸⁾。1250年のインノケンティウス4世の教皇勅書は枢機卿の決定を承認するのみであるが⁵⁹⁾、1255年のアレクサンデル4世の教皇勅書では「人が使用する家を建てる際には大きな出費をとまなうのが習慣であるように、聖人において讃えられ、自らの家を愛する神の尊厳の榮譽のためには、正当にも聖人たちの教会の装飾が希少で品格のある容器で飾られなければならない、こうした聖人たちの貴重な身体が眠る容器は堂々たる組み立てでつくられるのがふさわしい」と理由が明記されている⁶⁰⁾。

ここで注意すべきは、論争で争われたのは巡礼地化そのものの是非ではないということである。前任者から列聖の運動を引き継いで、崇敬と巡礼を組織化し、盛大な移葬式を執り行ったのは院長ジャン自身であった。したがって、問題になっているのはどのような巡礼地であるべきかという像の対立である。また、プノワも指摘するように、院長派の「シトー会の謙遜」という主張は必ずしも装飾そのものの否定ではない⁶¹⁾。実際、院長派は像と画 (*sculpturis et picturis*) が刻まれた容器を提唱していた。これはベルナルのような画像の批判ではなく、過剰と不足を避ける「中庸」の徳に基づいた立場であった。そしてなにが過剰でなにが不足なのかの基準は12世紀ではなく13世紀半ばの基準である。聖ベルナルと聖マラキの大理

石の墓がモデルとして示されることが含意するのは、シトー派的な靈性のうちにエドマンドを同化しようとする志向である。実際、エドマンドは死の前に祈祷兄弟盟約を結んでポンティニーの兄弟になっていた。それから指摘すべきなのは、院長が恐れているのは金や宝石といった富の顕示がスキャンダルの種となることであり、見る者の目 (oculis intuentium) を意識した議論であるという点である。

一方、枢機卿派は神への敬虔を主張の根拠に置き、信徒の敬虔を促進するものとして装飾を積極的に捉えていた。そしてエドマンドが修道会外の高位聖職者であることを強調し、シトー会の慣習や規定の例外として装飾を正当化した。どの程度の埋葬が必要かの基準は「他の高位聖職者」の埋葬の程度との比較にあり、「修道会にふさわしい」か否かではなかった。また、主張の実現にあたっては教皇の権威を最大限に利用した。この派を主導したアルバノ枢機卿もイングランドや教皇庁との折衝役を務めたエドマンドの弟子もいずれも修道会外存在であり、修道士たちはこうした外部の力と結びつくことで自己の主張を実現させた。さらに、この派は聖トマス・ベケット崇敬をモデルとしており、世俗により開かれた巡礼地のあり方を志向していた。おそらくは巡礼の管理の経験や巡礼者とのコミュニケーションから院長ジャンの路線に不満を抱いていたのであろう。

院長ジャンに代わった次代院長のジャックは近隣のサン・フロランタンの町出身であり、さまざまな事業を行うために世俗の金貸しに多額の借金をつくり、1260年に罷免された人物である。また、1250年にヌヴェール伯を修道院の創建者・保護者として最初に正式に承認したことでも知られる⁽²⁾。ジャックについての情報は限られているが、地域社会に太いパイプを持ち、新規事業に挑戦する利にさとい人物像が浮かび上がる。これ以前に修道院内での対立が明確に史料上に現れることはなく、どのような問題が山積していたのかを具体的に特定することは難しい。しかし、修道院と

外部世界との関係について積極的な方向と消極的な方向の修道院内での路線の対立は常にあり、墓の装飾という一見些細な、しかし象徴的な争点で潜在していた対立が表面化したものと考えられる。2代にわたって不安定な院長の任期が続いたことは巡礼地化がもたらした共同体の動揺の大きさを窺わせる。

以上のように移葬式後の墓の金と宝石の装飾の是非についてのスコラ風の論争が全般的な共同体の危機へと発展し、修道院の外部の権力の介入を招き、修道会としても反対派の院長と副院長を交代させる他なくなり、賛成派が主導する新しい体制が成立した。こうした危機を通じてトマス・ベケットをモデルとした、より世俗に開かれた巡礼地として修道院は自らを規定した。

おわりに

本稿ではどのようにポンティニー修道院が聖人崇敬と巡礼を正当化しようとしたのか、また、どのような巡礼地のあり方を目指したのかを検討してきた。修道院が聖遺物の所有や巡礼地化の正当化のために依拠したのは、聖トマス・ベケットの約束という出来事であった。バルナールの言う「黄金と布施」の経済の問題についても、『論考』では富の集積は最初の贈与に対する報い、神による負債の返済として捉えられていた⁶³⁾。ポンティニーとカンタベリ大司教と神の3者の贈与・交換・貸借関係による財の移動という論理は巡礼の経済の正当化の論理としては一般性を欠くが、トマス・ベケットの避難所として名高い修道院での後継者の崇敬という個別の事例の正当化の論理としては有効だったのであろう。装飾が問題となったのも富の所有というよりも善用の問題であった。院長派も巡礼や奉納そのものを否定しているわけではない以上、信徒から集積される富をいかに善く用いるかが問題であった。

ポンティニーの巡礼地化は新しい試みであり、経験を持たない分野での試行錯誤の連続の中でさまざまな問題が引き起こされたであろう。こうした問題が従来からの問題に加わって共同体の内部に亀裂を生み、対立は墓の装飾という主題に焦点化した。特徴的なのは装飾という主題がアイデンティティの問題として提示され、論争がその動揺と再編を示している点である。シトー会の謙遜の具体的なモデルとしてクレルヴォーの二人の聖人の墓が示されたが、ここでポンティニー初代院長のユグ・ド・マコンの墓がモデルでない点にポンティニーの過去よりも修道会のアイデンティティが前面に出されているのが見て取れる。一方、装飾を敬虔の表れとし、トマス・ベケットの墓をモデルとする立場では、エドマンドが修道会外の存在であることを強調し、例外的な措置として装飾を正当化したが、これは巡礼地としてのポンティニーのシトー会の中での例外的な立場の主張であった。

こうしてカンタベリ大司教の避難所としての歴史を有する巡礼地として修道院は多様な層に開かれた崇敬の場を形成し、維持・管理した。確かにシトー会修道院でこれだけの規模の巡礼地になった事例はあまりなく、例外的な措置として実現したものであるが、中世後期の宗教性への応答としてのシトー会の多様な動きの中の先駆的な試みの一つとして理解される必要がある。シトー会の聖人崇敬はなお十分に探究されていない主題であり、具体的な事例を検討する作業を進めると、修道院と外部世界との関係に関しても、これまで知られていなかった側面を明らかにすることができるだろう。

注

- 1) Lawrence, C. H., *The Life of St Edmund by Matthew Paris*, Oxford, 1996, p. 160.
- 2) クレルヴォーのベルナルの他に列聖に成功したのはギヨーム・ド・

ブルージュだけであった。他にモレームのロベール、ボンヌヴォー院長ユーグ、カルノエ院長モーリス、ロンポンの修道士ジャン・ド・モンミライユなどの失敗した列聖運動があった。Vauchez, A., *La sainteté en Occident aux derniers siècles du Moyen Age (1198-1431)*, Rome, 2014, p. 143.

- 3) Walker, L. E. M., “Hamo of Savigny and his companions: failed saints?,” *Journal of Medieval History*, 30-1, 2004, pp. 45-60.
- 4) Bernard de Clairvaux, “Apologia ad Guillelmum Abbatem,” J. Leclercq & H. Rochais, ed., *Sancti Bernardi Opera*, 1963, pp. 81-108; 杉崎泰一郎訳「ギヨーム修道院長への弁明」『中世思想原典集成10 修道院神学』平凡社, 1997年, 455-489頁。ベルナルと芸術については, Rudolph, C., *The “Things of Greater Importance”; Bernard of Clairvaux’s Apologia and Medieval Attitude Toward Art*, Philadelphia, 1990; 駒田亜紀子「聖ベルナルドゥスと初期シトー会の言説における『聖像論争』」『西洋美術研究』6, 三元社, 2001年, 140-145頁。
- 5) 建築・芸術関連の規制の一覧は, Norton, C., “Table of Cistercian Legislation on Art and Architecture,” *Cistercian Art and Architecture in the British Isles*, pp. 315-393. 初期の規定は, Waddell, C., *The Twelfth-Century Statutes from the Cistercian General Chapter, Latin Text with English Notes and Commentary*, Brecht, 2002, p. 516, 539, 541, 559; 灯台の聖母トラピスト大修道院編訳『シトー会初期文書集』1989年, 173-174頁。
- 6) Canivez, *Statuta capitulorum generalium ordinis Cisterciensis ab anno 1116 ad annum 1786*, t. 1, Louvain, 1933, statuta 1205: 10. “Et hoc ipsum provideat ut pavimentum suae ecclesiae quod et levitatem redolet et *paupertatem sancti Cisterciensis Ordinis nutricem* superfluitate suaet curiosa varietate quodammodo detestatur, vel omnino amoveat, vel sic faciat emendari, ut neminem deinceps super hoc scandalizet.”
- 7) Bibliothèque municipale d’Auxerre, ms. 123 (以下, BMA, ms. 123).
- 8) *Thesaurus novus anecdotorum*, ed. E. Martène & U. Durand, t. III, Paris, 1717, col. 1751-1928.
- 9) *Tractatus de Promissione Beati Thomae Martyris, Thesaurus novus anecdotorum*, t. III, col. 1873-1882 (以下, *Tractatus*).
- 10) Albert Suerbeer, *Historia canonisationis et translationis sancti Edmundi Cartuariensis archiepiscopi et confessoris, Thesaurus novus anecdotorum*, t. III, col. 1836-1874 (以下, *Historia*).
- 11) Archives départementales de l’Yonne, 100 J 3-4 (以下, ADY, 100 J 3-4).

- 12) Matthew Paris, *Chronica Majora*, ed. H. R. Luard, 7 vols., London, 1872-1884; Lawrence, C. H., *The Life of St Edmund by Matthew Paris*.
- 13) Lawrence, *St Edmund of Abingdon: A Study of Hagiography and History*, Oxford, 1960.
- 14) Benoît, J.-L., “Autour des tombeaux de saint Edme à Pontigny au milieu du XIIIe siècle,” *Bulletin de la Société des Sciences historiques et naturelles de l’Yonne*, 2001, pp. 33-70.
- 15) *Tractatus*, col. 1874D: “Sic fieri oportere, nec divinis jussionibus contraire. Sed hoc fore sciendum quod graves expensas et largos sumtus, quos monasterium tempore suae necessitatis praebuerat, aliquis successorum suorum sufficienter recompensaret...”
- 16) *Tractatus*, col. 1875E. この贈与の証書は, Garrigues, M., *Le premier cartulaire de l’abbaye de Pontigny (XIIe-XIIIe siècles)*, Paris, 1981, pp. 274-275.
- 17) *Tractatus*, col. 1876C. Garrigues, *op.cit.*, pp. 273-274.
- 18) *Tractatus*, col. 1876E-1877A: “Nam coruscantibus miraculis, ad ejus excubias aegri veniunt et sanantur, munera deferuntur, et quae ad mundi luxum deputata fuerant in auro et lapidibus pretiosis, ad tumbam sacri pontificis dedicantur. Videres ibi regales fibulas coruscare, aurea discriminalia emicare, monilia insertis gemmis pretiosissimis quodammodo scintillare, gemmatis de diversis pretiosis lapidibus anulos radiare, et diversarum imaginum species quasi sanctum Domini adorare. Sed et promiscui sexus et vulgi oblationes veluti quasdam minutias et forte apud Deum maximas quasi in gazophilacium Domini comportare.”
- 19) *Historia*, col. 1871D-E.
- 20) Matthew Paris, *Chronica majora*, t. IV, p. 647.
- 21) *Ibid.*, t. V, p. 475.
- 22) *Historia*, col. 1871D: “episcopi vero non segnes insignia similiter munera obtuerunt, imagines videlicet opere expressive pontifices repraesentantes, sicut est videre in laminis sarchophago circumductis.”
- 23) BMA, ms. 123, II-129.
- 24) BMA, ms. 123, II-179, II-192; ADY, 100 J 3-4, 20.
- 25) Garrigues, *op.cit.*, pp. 252-253.
- 26) BMA, ms. 123, II-42.
- 27) *Tractatus*, col. 1877A: “...nam in duplum vel in quadruplum credimus restitutum quod circa sacros pontifices plura liberalitate fuit depensum.”

- 28) *Tractatus*, col. 1877A–B: “...beatus pater Edmundus se pro se ac pro suis antecessoribus quasi obsidem daret, et solvendo caritatis seu hospitalitatis debitum, civiliter tamen indebitum se et illos liberaliter liberaret, et putandum quod fratres domus ipsius hoc debitum recipiant, ut debitum a donatoribus tamquam donum omnia convertentes ad ipsum beati patris feretrum adornandum.”
- 29) *Tractatus*, col. 1878D.
- 30) Vauchez, *op.cit.*, pp. 197–203.
- 31) Lawrence, *The Life of St Edmund by Matthew Paris*, pp. 168–176.
- 32) Creamer, J., “St Edmund of Canterbury and Henry III in the shadow of Thomas Becket,” J. Burton, P. Schofield & B. Weiler, ed., *Thirteenth Century England XIV*, Woodbridge, 2013, pp. 135.
- 33) Prudlo, D.S., *Certain Sainthood: Canonization and the Origins of Papal Infallibility in the Medieval Church*, Ithaca, 2015, p. 89.
- 34) Creamer, *op.cit.*, pp. 138–139.
- 35) *Tractatus*, col. 1879B–1880D.
- 36) *Tractatus*, col. 1880E–1882A.
- 37) Benoît, *op.cit.*, p. 39.
- 38) *Vita sancti Edmundi cantuariensis archiepiscopi, Thesaurus novus anecdotorum*, t. III, col. 1820A–B.
- 39) *Ibid.*, col. 1820E–1821A.
- 40) BMA, ms. 123, II–10, II–154.
- 41) Benoît, *op.cit.*, p. 46.
- 42) *Ibid.*, pp. 63–64.
- 43) Matthew Paris, *op.cit.*, t. V, p. 76: t. IV, p. 632.
- 44) *Ibid.*, p. 65.
- 45) *Historia*, col. 1866E–1867A: “Abbas enim domus illius temporis cum priore, et quibusdam aliis corpus sancti viri in quodam loculo lapideo reponendum, in quo de sculpturis et picturis aliqua insignia apparebat: aliis fratribus in contrarium asserentibus, non sufficere ad honorem tanti patris, ut communis vel in modico sublimior quam aliis praelatis sepultura, quae sic proprie dici non potuit, sed potius translatio deberetur, quin immo ex auro et ex omni lapide pretioso ei qui fuerat lapis nobilissimus in fundamentis Sion approbatione summi pontificis collocatus, ei, inquam, vas omni opere operosum et quicquid naturis rerum et manu artificis exquiri potuit, hoc ei

- procul dubio coaptandum.”
- 46) *Historia*, col. 1867B: “Aliis autem respondentibus quod ordo Cisterciensis in humilitate fundatus, humilitatem in omni facto deberet praetendere, et oculis intuentium, ne materiam scandali ab ipsis traherent, demonstrare.”
 - 47) *Historia*, col. 1867C.
 - 48) 死者記念の歴史における『死者になされるべき配慮について』の位置については、Lauwers, M., *La mémoire des ancêtres, le souci des morts. Morts, rites et société au Moyen Age*, Paris, 1997, pp. 69–85.
 - 49) ルカススの言葉はカエサルを非難するものであったが、アウグスティヌスは異なる文脈において別の意味を与えたとされる。Rose, P., *A Commentary on Augustine's De cura pro mortuis gerenda. Rhetoric in Practice*, 2013, Leiden, pp. 156–157.
 - 50) *Historia*, col. 1867D.
 - 51) バルトロマイの伝承と典礼については、Rose, E., *Ritual Memory: The Apocryphal Acts and Liturgical Commemoration in the Early Medieval West (c. 500-1215)*, Leiden, 2009, pp. 97–98.
 - 52) *Historia*, col. 1867E–1868A: “corpora sanctorum patrum, qui merito trahendi sunt in exemplum, videlicet beatorum confessorum Malachiae quondam archiepiscopi Armachanti et totius Hiberniae primatis, et beati Bernardi abbatis Cisterciensis ordinis magni patris, licet cum reverentia et honore in marmoreis mausolaeis eorum corpora sint sepulta, tamen absque omni auro et lapide pretioso: ita quod ipsa mediocritas omni laude digna vile et abjectum sicut et nimis splendidum, atque superfluum paribus detestatur, et virtus mediocritatis passim ab omnibus approbatur.”
 - 53) *Historia*, col. 1868B: “...et non minus bene provisum aestimabitur, quandoquidem per exempla procedimus, si beati patris Edmundi sepultura praedecessoris sui beati Thomae martyris comparetur, cui nescio si in orbe terrarum in valore ac decore quicquam simile valeat inveniri...”
 - 54) *Historia*, col. 1868D.
 - 55) *Historia*, col. 1869A.
 - 56) 新副院長についてエドモンドのカメラリウスのパートランドとされてきたが、ブノワはクライスト・チャーチの修道士でエドモンドのカペラーヌであった フェイヴァシヤムのユースタスとみなしている。Benoit, *op.cit.*, pp. 68–69.
 - 57) *Thesaurus novus anecdotorum*, t. III, col. 1922C–E: “...consuetudine vel

statuto contrario vestri ordinis non obstante.”

- 58) 元ルーアン大司教のピエトロ・ダ・コレメツゾは当時最も影響力のある枢機卿で反托鉢修道会の立場で知られた。『列聖・移葬記』に登場するある枢機卿は、審問は時間の無駄で聖人の奇跡など信じないと公言して反対していたが、後に改倏してポンティニーを訪れ、償いとして三つの祭壇を奉献した。この枢機卿がピエトロであるならば、枢機卿の個人的な信心が言動に影響を与えていたことになる。Van der Lugt, M., “Le miracle chez Hugues de Saint-Cher. De la théorie à la pratique,” ed. L.-J. Bataillon, G. Dahan & P.-M. Gy, *Hugues de Saint-Cher († 1263), bibliste et théologien: Etudes réunies*, 2004, pp. 387-425. ピエトロ・ダ・コレメツゾについては、Paravicini Bagliani, A., *Cardinali di curia e « familiae » cardinalizie dal 1227 al 1254*, Padova, 1972, pp. 168-182.
- 59) *Thesaurus novus anecdotorum*, t. III, col. 1922C-E.
- 60) *Ibid.*, col. 1923D-E: “Cum in construendis domibus ad humanos usus consueverint fieri magni sumtus, debent non immerito ad honorem majestatis divinae quae in sanctis suis honoratur, et diligit domus suae decorem sanctorum ecclesiae vasis pretiosis et decentibus decorari, et illa quidem vasa nobiliori structura fabricari convenit, in quibus ipsorum preciosissima sanctorum corpora requiescunt...”
- 61) Benoît, *op.cit.*, p. 69.
- 62) 10000リブラの借金は、ジャックに支払い義務があると総会で定められた。Canivez, *op.cit.*, statuta 1260: 21, 1262: 44. 1250年2月2日の証書で創建者・保護者であることが承認されている。Archives départementales de la Côte-d’Or, B11649.
- 63) 列聖の教皇勅書においてもポンティニーがエドマンドの身体という宝を得て豊かにされたことは聖トマス・ベケットの予言の実現とされている。*Thesaurus novus anecdotorum*, t. III, col. 1857A-B.